

令和6年9月6日

お客さま 各位

J Aバンク神奈川

## 令和6年台風第10号に伴う災害にかかる 被災者の皆さまへのご対応について

このたびの令和6年台風第10号に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

J Aバンク神奈川では、災害救助法（本県の対象地域は別添のとおり）が適用された地域の被災者の方々に対しまして、以下のとおり便宜の取扱いをさせていただきます。

なお、本件にかかるご相談につきましては、お客さまのお取引のある店舗の窓口までお願い申し上げます。

- (1) 貯金の通帳、証書、印鑑等をなくされた方は、お支払いについて便宜扱いもいたしますのでお気軽にご相談ください。
- (2) ご事情により、定期貯金等の期限前払出しまたは定期貯金等を担保とする貸出につきましても、ご相談に応じます。
- (3) 損傷した日本銀行券や通貨のお引換をいたします。
- (4) 今回の災害のため支払期日が経過した手形の取立について、ご事情により対応を検討させていただきますのでご相談ください。
- (5) 今回災害のため支払ができない手形・小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分についても、ご事情によって対応を検討させていただきますのでご相談ください。
- (6) 国債を紛失した場合は、その取扱いについてご相談ください。
- (7) 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資手続の簡便化および迅速化、既存融資にかかる返済融資等の融資条件の変更等、災害により被害にあわれたお客さまからの融資や返済に関するご相談に、きめ細かい対応を行いますのでご相談ください。
- (8) 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関してもご相談に応じさせていただきます。

以上

## 神奈川県における災害救助法適用市町村

令和6年8月30日現在

平塚市
伊勢原市
中郡大磯町
中郡二宮町
秦野市
厚木市
小田原市
足柄上郡中井町
足柄上郡大井町
足柄下郡湯河原町
(5市5町)

以 上